

紀州藩石場預役と漁業社会

後藤 雅知
千葉大学・教育学部

The Manager of the Quarry in the Kisyu Clan and the Fishery Society in the Early Modern

GOTO Masatoshi
Faculty of Education, Chiba University, Japan

天保期に紀州藩は、寒天製作国産化の一環として、豆州白浜村や稲取村における天草集荷の請負を入札によって獲得したが、この請負の全般を担当したのが豆州戸田村名主の勝呂弥三兵衛であった。本稿は、この勝呂家が、紀州藩とどのような関係にあり、また天保期に、紀州藩のもとで天草集荷以外にどのような活動を展開したのか、検討したものである。検討の結果、勝呂家は、寛永期に紀州藩が江戸城に運ぶ城石を戸田村で切り出したときの石場預役となり、その後輸送船であった藩船を下付されたとの由緒を持つたこと、この由緒は文政五年に戸田村が沼津藩領に替わって以降、勝呂家によって強く自覚され、特に天保期には江戸藩邸への石献納が活発化したこと、こうした由緒を論拠に、勝呂家は村内漁民を水主として編成する擬制的な船主—水主関係を維持できたこと、また嘉永六年の村との争論で浜方分一運上請負の継続を勝ち取ったこと、などを明らかにした。

キーワード：紀州藩 (the Kisyu Clan) 伊豆 (Izu Province) 漁村 (Fishery Society) 近世 (Early Modern)

はじめに

筆者は旧稿¹⁾で伊豆国賀茂郡白浜・稲取村における天草集荷のありようを検討し、紀州藩が寒天国産化を拡大する方途として、天保期に、伊豆国君沢郡戸田村名主勝呂弥三兵衛を実質的な賄い人として、両村の天草集荷を請け負い、その買い取りを独占したことを明らかにした。その際に、勝呂弥三兵衛は、戸田村沼津藩領分の名主でありながら、紀州藩とは、戸田村に存在した紀州藩石丁場の預役であったことから関係が生じたと指摘した。勝呂弥三兵衛が、天草集荷請負の賄い全般を担うという、紀州藩からの突然の要請を断ることができなかったのには理由があったのである。しかし紙幅の関係で十分な展開ができず、単なる指摘にとどまってしまった。そこで本稿では、この点を具体的に検証するとともに、勝呂弥三兵衛が、天草集荷

を担った天保期にどのような活動を繰り広げたのか、併せて検討しておきたい。

戸田村は、伊豆半島の西北部に位置する、駿河湾に面した村であり、ロシア使節プチャーチンが乗ったディアナ号が難破したため、その代わりに西洋式の「ヘダ号」を造船した場所として知られる。その支配は、十九世紀初頭までは幕領、その後一部が旗本領となり、文政五(一八二二)年から、沼津藩水野家領と旗本小笠原家領との相給となった。村高は天保期に八二〇石余、そのうち沼津藩領分が二八〇石余であった。

1 戸田村出物分一請負をめぐる争論

出物分一運上の請負

最初に、嘉永六(一八五三)年に戸田村で起きた、山方浜方分一請負争論を取り

上げて、戸田村における勝呂家の位置を確認するとともに、紀州藩との関係を検討してみよう。後掲史料4にあるように、戸田村の名主を代々世襲してきた勝呂家は、嘉永二（一八四九）年の「長脇指横行致候節」に不行届があったとして、沼津藩によって名主役を罷免された。その一方で当主弥三兵衛の父親である義作は、その三年後の嘉永五年に村方取締役に就任することになった。ちなみにこの義作こそ、天保九（一八三八）年末からの、紀州藩による天草請負を担った弥三兵衛その人である。つまり嘉永期の当主弥三兵衛は、代替わり後の弥三兵衛であることに注意しておきたい。こうしたなか、嘉永六年になると、出物分一の権利をめぐる村方と勝呂家との間で争論が起きた。

ところで出物分一とは、沼津藩領だけでなく他の西伊豆地域の村々にもみられる運上であり、田畑が少なく山林業や漁業といった生業を中心とした村に主として賦課されたものと考えられる。具体的には、こうした村々で生産された薪・炭や漁獲物が村外に販売されたときに、その十分の一を運上として取り立てることであり、この取り立ての権利は、沼津藩に出物分一運上を上納することを請け負ったものに排他的に与えられた²。したがって沼津藩領に独自の運上ではなく、領主が交代しても、同様に村方には賦課されたことが確認できる。

たとえば君沢郡久料村も西伊豆沿岸の村であるが、文政十一（一八二八）年段階で、領主である旗本進家に山方漁方運上永二貫九一四文七分五厘という出物分一を上納していた。そしてこの「御分一之儀、御先領水野出羽守様々当御殿様江御引渡」³になったものだといふ。久料村は天明五（一七八五）年十二月に、沼津藩水野家から旗本進成美に支配が交代したと考えられるので、こうした交代に関わりなく、分一はそのまま継続して賦課されたといえよう。

戸田村では七年季で分一運上の請負が設定されていた。戸田村が沼津藩領になったから最初に年季の切り替えがあったときの願書をみてみよう。

【史料1】

乍恐書附を以奉願上候

一私共村方出物御分一之義他所請二相成候儀一切無御座、従前々七年季村請負二被仰付、当御役所江御引渡前葦山御役所於而去文化式卯年御切替二而、御上納高前例之振合を以不相替仕来之通去酉年迄七ヶ年村請負被仰付候義二御座候、然ル処今度御切替之義成丈出情仕御上納方相増御請負可申上旨被仰渡承知奉畏候、右出

物之儀山海共稼薄キ村方二而是迄之請負高従前々御切替之度毎嚴重二被仰付元来出情仕罷在候儀二而、此上増方仕候儀乍恐難洪奉存候、乍去当御役所二おゐてハ此度之御切替初而之御儀二付、為冥加是迄七ヶ年分御上納高江永壹貫五百文相増御上納可仕候間、仕来之通七ヶ年季村請負被仰付被申置候様奉願上候、尤村請負与被仰付候儀ハ従往古之仕来二而、当時新規稼筋之趣意を以願人出入札請二被仰付候儀も有之候而者無理成取立方仕候儀も難計、無左候而茂御存知被為在候通困窮之村方二御座候へ者、何卒御仁恵を以従古来仕来之通村請負二被成下、為冥加前文之通増永差加合永拾九貫四百拾五文壹ヶ年御上納高之積を以、前例之通七ヶ年季村請負二被仰付被下置候様御慈悲之程奉願上候、右之段村方相統二抱り候儀二付百姓一統拳而御仁慈之程奉願上候儀二御座候、願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

文政九戌年三月

百姓代

弥三右衛門

同

又助

与頭

清左衛門

名主

弥三兵衛

沼津御役所

右の史料によれば、幕領（葦山役所支配）時の文化二（一八〇五）年に改めて決められた出物分一の金額が、文政八（一八二五）年まで維持されたこと、しかし文政九年の年季切替にあたり、沼津藩が運上金額の増額を求めてきたことがわかる。かつて指摘したように⁶、沼津藩が運上金収入を重視し、積極的にその利益に吸着しようとしたことがこの事例からも窺われる。そして戸田村は村請の継続を引き出す条件として、運上金額の増額を受け入れたのである。

またこの史料から、戸田村の出物分一上納が村請であったことが読みとれる。戸田村の出物分一上納が村請となったのは安永四（一七七五）年からであり、その前は他村の百姓が請け負っていたようであるので、「他所請」になったことがないという主張は事実ではないと考えられるが、少なくとも文化二年以降は、文化九（一

八一二年、文政二（一八一九）年と七年季で村請が更新され、右の文政九年がまた年季切替の年となったことであろう。このあと天保四（一八三三）年、同十一年、弘化四（一八四七）年と年季の切替が続く、次の安政元（一八五四）年の切替をめぐる、その前年にあたる嘉永六年に村と弥三兵衛との間で争論が起きたものと考えることができよう。それでは弥三兵衛はこうした請負にいかに関与していたのであろうか。

天保三（一八三二）年六月に、戸田村が沼津藩に対して、村が負担する小物成を書き上げた史料があり、そのなかに次のような記載がみられる。

【史料2】

一 永拾九貫四百拾五文 出物分一

是者古来々弥三兵衛方ニ而世話仕候得共、何頃々御上納と申年曆相知不申候

天保三年といえ、史料1をうけて始まった七年季の村請が継続している期間にあたる。つまり右でみた村請負の実態が史料2には書かれているのである。史料2からは、詳細は不明ながら、村請といってもそれは古来から勝呂弥三兵衛による「世話」がなされていたこと、すなわち実質的には弥三兵衛による請負であった可能性が高いことが指摘できよう。

こうした実態は、沼津藩によっても了解されていた。弥三兵衛が記した日記の天保十一（一八四〇）年三月三日条に、沼津藩代官小林要造と奉行三浦小平太から、戸田村分一は弥三兵衛請負とする旨の申し渡しがあったことが記される。もちろんこの前提として、弥三兵衛から請負の継続を求める願書が提出されていた。このとき代官小林は、「戸田村御分一之儀ハ村請負と申二者無之、弥三兵衛受負御分一二有之候間其段心得違無之様相心得居可申候様」にと述べた後、「当年之儀ハ御分一処々年季詰、増永等被仰付候得共、其方之儀ハ格別之事ニ付先規之通被仰付候」と付け加えた。この年、沼津藩領の多くの村では、七年季の分一請負が年季の切替を迎えており、増永などが命じられたが、戸田村の場合は実質的に弥三兵衛による請負であり、かつその請負が特別なものであったことからそのままで継続が認められたというのである。こうしたやりとりから、戸田村の分一請負は、弥三兵衛による請負であったと確定することができよう。

嘉永六年の分一請負争論

村方は嘉永六年が年季の切替時であることを知っていて、分一請負の内実を弥三兵衛による請負から名主による請負に変更しようと画策した。そのためにまずは名主周助が、弥三兵衛による沼津藩への願書に奥書を書くことを拒否したのである。弥三兵衛は、年季切れが迫った十月上旬に沼津に行き、役人に内々に意向を尋ねると、「村方の請負申度由願出候迎茂、御分一旧来請負之儀ニ付、外請負之儀申付間敷哉」との回答を得て一旦は安心した。しかし村方からも惣代之ものが沼津に行つて嘆願を続け、沼津役所の白洲や郷宿において説得を受けたが譲らなかつた。村方が沼津藩役人に主張した内容は、分一運上上納は、本来名主請であるということであつた。弥三兵衛が名主を罷免されたことが、分一請負争論を引き起こす直接の原因となつたことがわかる。

弥三兵衛としては、請負が「弥三兵衛之手放れ候儀者方一二茂も無之」と考へており、また「無扱儀ニ而御上様ニ而御手浦与御定有之候上ニ而も、賄方者弥三兵衛へ被仰付候儀者明白」、つまり請負が取り上げられ、沼津藩直営の御手浦となつたとしても、その差配は弥三兵衛が担うことになるので、実質的には何ら変わりがないと予想していた。しかし争論が長引くことを嫌つた弥三兵衛は、かねての腹案を実現することを視野に入れて、争論での妥協点を探つた。

弥三兵衛が義作に送つた手紙には、「表向為取替証文御分一請負已来永統之廉ニ相成候へハ、蝦ニ而鯛ヲ釣候訳ニ而永代之株相成候」と記され、義作もこれを支持したようである。つまり、争論の内情証文に、分一請負が勝呂家の永統の株と記されるのが念願だったのである。しかもこの分一請負は、主として漁場利用に関わる浜方分一を対象としたことが、次のような弥三兵衛による義作宛の手紙からわかる。

【史料3】

ト、之詰り者村方江茂趣意を付、惣代之ものも帰村相成候様ニ不致ハ、余り此方存分過候敷、左候ハ、かねて最初内談も致候山方出物之分ハ、此方ニ而もあまり望居候ことと申ニ茂無之候間、山方を村方へ趣意ニ投出し、漁方ヲ永株ニ致候ハ、此方存分ニ有之候

これは十一月九日頃に、内済を目前とした弥三兵衛が沼津で記した手紙の内容だが、村方に一定程度譲歩することが、争論を早く決着させようという姿勢を表面上示

したものに過ぎず、その本当の狙いは、浜方分一の請負を永続の株とすることであつたことが読みとれる。しかもこのことは、すでに義作にも相談済みであつたことが「かねて最初内談も致候」という部分から明らかとなる。つまり弥三兵衛、義作といった勝呂家の歴代当主にとって、浜方分一請負の継続・独占こそが何よりも重要だったのである。

この争論は、十一月二日に沼津役所において「山方村受、海方弥三兵衛受ケ」と申し渡され解決した。その際村と弥三兵衛との間で取り交わされた証文では、「海方者弥三兵衛永々請負之規定ニ相成」つたということなので、結果として、勝呂家が理想とした内容に落ち着いたことはいままでもない。

分一運上請負と紀州藩

次に、ようやく本題ともなるが、この争論にあたって、勝呂家が沼津藩に内々に提出した願書と思われる史料が残されており、そこには紀州藩との関係が簡潔に述べられているので、長文になるが引用してみよう。

【史料4】

(豎冊表紙)「

上 他見無用

内願書 一

乍恐書付ヲ以奉歎願候

豆州君沢郡戸田村儀作并悻弥三兵衛奉歎願候、先年長脇指横行致候節弥三兵衛不行届之儀有之、蒙御咎名主役儀 御取放ニ相成奉恐入候、尤御分一之義ハ旧来之通差配可仕旨被 仰渡無此上御仁恵之程難有仕合奉存候、猶又去ル子年中格別之御慈悲ヲ以義作義村方取締役被 仰付冥加至極重々難有仕合奉存候、就而者御奉公筋ニ茂相成候義ハ乍不調法相勤度心配罷在申候、然ル処此節ニ至私方ニ而往古より御請負罷在候村方出物御分一之義当丑御年限御切替ニ付、村方小前内ニ而何か存寄有之候哉申合候者有之候而右御分一村請負ニいたし可申との義相企、其段周助方へ申出候ニ付同人より私旧來御請負之儀且村規定等茂有之候儀ニ付、其段ヲ以小前内之ものへ利解申聞呉候得共一円不相用、無扱其段名主周助より私方へ申出之当惑仕候、然ル処御分一之儀ハ往古より私御請負仕来り候義ニ付、此段乍恐奉歎願候者当村御分一山方之儀者御相給入合ニ御座候処、連々不取締ニ相成年々御上納之義も弁納仕候

儀ニ付、去ル天保十一子年御領分御相給村役人長百姓一同参会村方取締規定相立申候、浜方之儀ハ元より漁業株式茂相立居候而私方由緒有之候事故往古より浜方を差配仕候義ニ御座候、右由緒と申候儀ハ寛永之度江戸 御本丸御城御普請中諸御大名様方右之御普請御手伝ひ被為遊候節、私先代之義ハ紀州様へ御召抱ニ相成、当村方へ御石場御定有之、右御石伐出江戸運送御用一式御賄被 仰付候、其節乍恐紀州御先祖 南龍院様御乘船萬年丸・千年丸与唱候御廻船式艘有之、右之内千年丸之方御本丸御普請中御石江戸運送乘廻し方差配被 仰付候処、御城茂御普請御成就之上打続 御館様御普請茂有之、明曆年中迄皆御出来仕、明曆二申年右御手船千年丸を私先代弥三兵衛江御拝領被仰付永々其俣乘廻し可申候様被 仰渡候儀ニ御座候得共、右御船乘廻し候ニ者水主船唄をうたひ候儀不存候而八年々正月二日乗初之式致候義相成兼、御館様ニおゐてハ御召抱之水主之内船唄御掛り役も御座候得共、私手船と相成候而ハ水主定乗杯と申儀ハ中々出来不申儀ニ付、依之村方居附之浜方漁業之者へ紀州御船手より船唄伝へ置候ハ、永続いたし、乗初式茂相勤可申由二而御船手方ハ私差配仕候漁業之者へ御相伝被下、明曆年中ハ今船唄茂不崩相伝り永続仕、御拝領押廻しと唱候廻船之儀ハ商船と違ひ候造り方ニ御座候、年々正月二日乗初之節ハ 御館様ハ塩鯨二貫目宛永々被下置、同日ハ漁業之者私方へ打寄乗初之式并紀州熊野浦ニ而鯨突之式相濟祝儀益事仕候節拝領之鯨為致頂戴、右吉例無滞相濟候段江戸赤坂紀州御勘定所江年々御届申上候儀ニ御座候、右往古より浜方を差配仕浜方御分一之義も御請負御年限ハ御座候得共、往古より他請負と申儀ハ無御座旧來私方ニ而差配致候義村方ニ而も一統心得罷在候間、前条奉申上候去ル子年村方一同連印仕候規定書ニ茂永年御請負と申文言有之候儀眼前之証拠ニ御座候、然ル処先般弥三兵衛名主役義も御取放ニ相成候義者当国中江茂取計不行届不調法仕候義相知何共可申様も無之奉恐入候儀ニ御座候、又候御分一御請負方迄茂御取放相成候而ハ猶又外聞ニ茂相抱り、且前文奉申上候 紀州 御館様由緒以来漁業之者差配不相成候而ハ漁師共縁も忽相切何共歎敷義ニ奉存候、是迄紀州御勘定様方御石場御見分之節ハ漁業之者御呼被遊右船唄茂往古之通相守候様為唄御聞被遊候義先例ニ御座候、私浜方差配不仕候様相成候而ハ其段茂如何心得ニ相成可申哉ニ奉存候、私出物御分一御請負之儀ハ利欲ニ相抱り候義無御座候、夫故旧來御分一取立方之儀聊無利成取立不仕候様仕来候者代々申伝へニ御座候、前々奉申上候漁師共之義ハ私方対し旧來厚キ因ミ有之候事故是迄度々困窮之節ハ如何様ニ茂心配いたし候義ニ御座候、既去々亥

年不漁二而漁師共一統暮方差支候二付 御上様江御拜借奉願上呉候様私方へ申出候得共、是迄莫太之蒙御仁恵弥ケ上之願奉恐入候儀ニ付金五拾両他借仕候而漁業之者取続方茂いたし心配仕候儀ニ御座候、右之次第二付往古御分一他請ニ相成候義無御座候、何卒 御憐愍ヲ以旧来之通私へ御請負被 仰付被成下置候様奉歎願候、御賢慮被為訊 御聞召幾重二茂 御慈悲之程偏ニ奉願上候、以上

嘉永六丑年十月

出物御分一請負人

弥三兵衛

同人父

儀作

右の史料には宛先が記されていないが、内容から考えて沼津藩宛であったことが明らかである。ここから次の諸点が指摘できよう。

①沼津藩に対して弥三兵衛は勝呂という苗字を名乗っていないこと。これに対して紀州藩に差し出した書付には勝呂姓が明記されており、勝呂という苗字を名乗ることが、紀州藩からは許可されたが、沼津藩からは許可されていないことが読みとれる。

②勝呂家では、村側の嘆願内容を分一の村請願いと認識していること。すなわち勝呂家では、古来からの戸田村における分一請負のありようを、勝呂家による個人的な請負と考えており、史料1にあったような村請とは考えていなかったといえる。史料1にあった「村請負」とはきわめて皮相的な表現であって、その実態が弥三兵衛による請負であったことは確実である。

③天保十一（一八四〇）年の年季切替時に、戸田村全体で分一請負に関する議定が結ばれたこと。この議定の作成契機は、山方分一が相給の旗本小笠原家領分の百姓からも徴収されたことにあるようだが、議定には「貴家ニ而永年御請負又山海共以来故障無之ト申文言」があったという¹²。つまり村内では、名主である勝呂家が分一運上上納を個人で永遠に請け負うことが了承されていたのである。ここからも村請の内実が弥三兵衛請であることが明らかとなる。

④勝呂家と紀州藩との関わりは、寛永期の江戸城修築の際に、紀州藩の石切り出し場所として戸田村が選ばれ、その石場管理を勝呂家が担ったことである。じつは紀州藩からは、石場預役として苗字帯刀が許されたのである（後掲史料6）。

江戸城の石垣普請に伊豆石が多量に切り出されたことは有名だが、東伊豆では賄いきれず、その対象は西伊豆の戸田村にまで及んだのである。

⑤また勝呂家は石場の管理のみならず、石を輸送した紀州藩船千年丸を拝領し手船としたことである。この船は修復しながら勝呂家が天保期に至るまで持ち続けたという（後掲史料6）。さらに手船とするにあたって、千年丸を運航した紀州藩の御船手（常雇の水主）から、新たに勝呂家の手船の水主となった戸田村漁民が船唄を教わり、正月二日に行われる乗り始めの儀式では幕末期にも漁民がその船唄を唄ったこと。またこの乗り始めの儀式にあたって、紀州藩から下付された塩鯨を漁民にも分配し、これを共食することでお祝したこと。これらはいくまでも由緒に過ぎないが、こうした由緒にもとづいた勝呂家と戸田村漁民との関係は、（勝呂家からみれば）幕末期にも維持されていた。

⑥漁民とのこうした関係にもとづいて浜方分一の請負は勝呂家が世襲しており、容易に村請に変更できる性質のものではないと勝呂家は考えたこと。すなわち、右のような勝呂家と紀州藩との近世初期の関係が、幕末期の戸田村内では勝呂家と漁民との関係を下支えしており、さらには勝呂家が浜方分一を請け負う根拠ともなっていたのである。しかしこれが創作されたものであることは確実である。戸田村の出物分一運上は、かつて「他所請」となった時期があることは間違いなく、勝呂家は、すくなくとも寛永期から一貫して出物分一運上の請負を継続したわけではないからである。

また右のうち、⑤の塩鯨が紀州藩から下付されたことについては、文政十三（一八三〇）年に弥三兵衛が紀州藩にこれを嘆願して以降実現したことと考えられ、寛永期から継続した関係ではない。文政十三年に弥三兵衛は、漁民が正月二日に鯨突きの儀式を行ったのち勝呂家で行われる祝宴の場に、紀州藩から下付された具体的なモノがあることを望んで、塩鯨の下付を望んだのである。すなわち文政十三年以前は「有合之魚ヲ鯨と唱へ祝儀」を行ってきたが、できれば「御国産鯨少々宛載せ」たいので下付して欲しいと嘆願し、これが認められたのである。こうした行為は、紀州藩と勝呂家との特殊な関係を、村の漁民との関係のなかに可視的に持ち込むことで、勝呂家が漁民を編成し漁業秩序を維持しているようにみえる関係を強化しようとしたものと考えられる。つまり右でみた勝呂家の由緒は、勝呂家によって近世後期に新たに創造、秩序化された部分を含んでおり、必ずしも事実ばかりとは限ら

ないのである。とはいえ、こうした嘆願の結果、浜方分一の請負のみ沼津藩によって継続が認められたことを思えば、紀州藩との間に形成された由緒関係は、勝呂家が戸田村内で自家の位置を確認、維持していくために不可欠の要素であったといえるよう。

2 天保期の勝呂家と紀州藩

石場預役の実態

次に、勝呂家と紀州藩との関係について、旧稿で扱った天草集荷の請負が行われた天保期後半に限定して検討しておきたい。まずは勝呂家にとって紀州藩との関係が生まれた原点にあたる石丁場について、天保期の動向をみてみよう。弥三兵衛の日記の天保十一（一八四〇）年三月十一日には次のような記事がある。

【史料5】

荻谷氏の新七殿来ル

自分御預り御石場たくミ山ニ而間地切出、御益筋ニも相成候様致度

右願書之趣ハたくミ山ニ而間地切出之上、尺四五間地百本御献石いたし、切出候間地ハ築地御屋敷へ揚置、元直段ニ而御買上ケニ相成候様いたし度、夫ニ丸石百本御上納いたし申度との願書別紙ニアリ

右願書荻谷氏へ懸御目申候処御加筆被下候事、新七殿同道ニ而荻谷氏へ上ル

このとき江戸にいた弥三兵衛は、自分が管理する戸田村の石場（たくみ山）から間地石を切り出し、丸石とともに紀州藩の江戸屋敷に献納したいという内容の願書を荻谷又七に示し、加筆までしてもらった。この願書は十四日に、荻谷から勘定組頭松本立助に渡され、担当の大橋八郎にまで内容が伝わっている。そこでこの願書をみてみよう。

【史料6】

乍恐書附を以奉願上候

豆州君沢郡戸田村御石場預勝呂弥三兵衛奉願上候、私奉預候同所御石場之儀者、往古御本丸御城御普請之砌豆州・相州両国於村々諸大名様方御石場御定御石切出被遊、大船ニ而江戸表江廻石ニ相成賑々敷諸候様方花やか成運送仕候御事之由申伝ニ御座候処、御館様之御儀者格別外御大名様方之御儀者其節限ニ而、只今ニ而者御称号御石切出之場所ニ而唱候而已、御石場之定候儀者無御座候得共、御館様ニ而者

永々御石場之御定被遊、私先代江御石場預役被 仰付永々苗字帯刀其外品々奉蒙御免、其御御石場積船之儀も押廻造千歳丸与唱候御手船御造立ニ而私先代江御石御掛一式被仰付、寛永年中專御切出御城御普請御出来御用無滞相勤候段御譽之上、明暦二申年右御船其俣永々乗廻し可申候様拜領被仰付候儀ニ而、只今迄私方ニ而修覆造立仕永続持伝へ罷「浦々者勿論相州浦賀御番所等従往古」「候儀ニ御座候、右御船年々乗初之節者飾りを付御せきと唱又小はやとも申水主浦方之もの一同乗込、明暦之度相伝り候船唄をうたひ鯨を突真似をいたし村方一日之祭礼従往古例年仕来ニ御座候処、先年竹田半之右衛門様御石場為御見分被為御入候節、御せき小はや之様子船唄□御聞被遊候御国御祭礼之模様振ニ相違無之由被仰聞、其段御達ニ相成夫々御鯨頂戴被仰付候御儀ニ相成冥加至極難有仕合奉存候、寛永之度彦坂九兵衛様之御状其外様方御状数通所持仕罷在候、先年者親子共御目見被仰付候得共当時ハ御目見不仕、御殿様御通行之砌ハ東海道三島・沼津両宿之内御旅館御機嫌窺罷出御目録奉頂戴、何朝累代家名相続仕候儀偏御威光与重々冥加至極難有仕合ニ奉存候、其後追々御石御用向も相勤私世代ニ相成候而者、寛政年中御石場為御見分桂義三郎様御越被遊、其後湯川善八郎様□助右衛門様御見分被為御入候節御石場預之訳柄も猶又御取調有之、文政五年戸田村之儀水野出羽守様御領分御引渡ニ相成御石場之場所迄御同家様地内ニ相成候間、御太切之御石場之儀ニ付其段乍恐書附を以奉願上候処、書面ニ而者難分候間出府之上いさる可申上旨御召召状ニ而早速出府仕右之趣奉申上候儀ニ御座候、然ル処石井伝左衛門様・湯川善八郎様被仰聞候者従往古御石場預ニ而家名相続致候儀ニ付、此度何か一廉當時之趣意茂有之候ハ、取扱も致遣し可申と存居候処、此節御庭吹井戸漱玉泉井戸側御取替ニ付右井戸側奉差上候様致度、尤御買上ケと申候儀ハ子細無之事ニ候得共御献上と申候而者容易不相成儀ニ候間何れ御覧之上可申付候、其段兼而心得罷在候様被仰聞岡本勘右衛門様江茂度々御目通も仕難有奉承知、右漱玉泉井戸側之儀者仕立方手薄之御品御座候ニ付、石疋合相改石工江申付再三仕直御窺茂相濟奉献上候儀御座候、同申年相州御石場米神岩両村御石場為御見分中里八之進様御廻村被遊候間、私江案内致右両村御石場等迄見分致置候様被仰付候御儀ニ付小田原宿迄御出迎相州御石場御案内仕、夫々私方御石場御見分被遊候御私方御石場之儀者中々手広之場所ニ付、此度廻町御屋敷御普請石御用ニ付戸田御石場も切出致度、此度御石之儀者大造成御用筋「石工相勤御用相勤可申候様被仰付候処、伝左衛門様・善八郎様・八之進様御

内々被仰間候御儀も有之候ニ付何分相働御奉公仕度段申上、其節私存念書奉差上石工船手共精々掛合詰仕直段付奉差上、従往古御石場預為冥加猶又其上壹割半方引仕相働趣町御普請御用奉相勤、其後青山御殿・赤坂御殿御普請丸石御用度々被仰付候節々運送相働、其外臨時御急之御入用筋も有之候得共、私儀ハ相州御石場預と者相違仕平日石工渡世不仕、殊ニ海上隔候事故急束之御間ニ合兼候御儀も有之、且急御用御切出被遊候得者石工船積等自然与諸掛多相成奉恐入候儀ニ付、此度私存付之儀者戸田御石場五ヶ所之内字柳か久保と申所者至而御手広其上石疋も宜、いか程大造成御用被仰付候而茂御差支無御座御場所ニ而、外四ヶ所者寛永年中御切出之後ハ御石場与唱候而已ニ相成有之、然ル処四ヶ所之内たくミ山与申所ニ石筋宜可有之哉ニ見受候場所所有之候間石工共業体手透々を見合雇人為試問地石為切出、且丸石も中々難取尽程之儀ニ付両様取合私手船江戸表江諸荷物積下り候節々下積ニ仕候而、築地御屋敷内御差支不相成御場所江水揚仕置、石工手問賃諸掛り共元入用積書差上置候様可仕候間、元入用丈ヶ之代金を以御買上ヶ被成下置候得者乍聊御益筋ニ茂可相成哉ニ奉存候、尤前段申上候通石工共手透々を見合下直ニ工料相払手船出帆之節々下積運送仕候儀ニ付、過急之御用被仰付候而茂御差支不相成儀ニ御座候間、畢竟御余慶之御備石之御趣意を以当子々来辰迄五ヶ年之間右取扱方被仰付度、追々切出運送仕候而御用残石相嵩置場御差支之時々ハ於御当地御定法を以売払候様仕度、右願之通御聞濟被成下置候ハ、御石場為冥加壹ヶ年二間地石面壹尺四五寸拾式尺壹寸百本丸石者横差壹尺三寸六四五寸迄百本都合式百本宛築地御屋敷江水上奉献上度、其余当時御入用之向も被為在候ハ、元諸入用積立直段を以御用奉相勤度、乍恐御石場所御見分之上願之通被仰付被下置候ハ、重々難有仕合奉存候、仍而此段偏奉願上候、以上

天保十一子年三月

豆州戸田村

御石場預

弥三兵衛

まず右の史料ではすでに検討した勝呂家の紀州藩に関わる由緒が書き列べられる。紀州藩が勝呂家の先祖を戸田村の石場預役に任命し、これによって代々苗字帯刀が許可されてきたことがわかる。勝呂家は、領主である沼津藩からではなく、紀州藩から石場預役という地位を前提にして苗字帯刀を許可されたのである。なお紀州藩の石丁場は戸田村だけではなく、より江戸に近い相州の米神村と岩村にもあったと

いうことも読みとれる。¹⁷⁾

ところで、右にある寛永ノ明暦期の紀州藩と勝呂家との関係が事実であったとしても、それがそのまま寛政期まで継続されたとは考えられない。この願書にその間の具体的な事実関係が書かれていないことが、その傍証ともなる。願書からは、寛政年間以降たびたび紀州藩の石御用に応じ、その後文政五(一八二二)年に戸田村の幕領分が沼津藩水野家領に替わったときから、紀州藩との結びつきが強化されたことが窺える。このとき弥三兵衛はおそらく石場預役としての由緒を紀州藩役人に上申し、これにもとづいて紀州藩役人の石井伝左衛門や湯川善八郎らが、新たな石御用を命じたということなのであろう。このように紀州藩との由緒関係は、少なくとも寛政年間以降、特に文政五(一八二二)年以降になって、勝呂家によって急速に自覚化され、体裁を整えた可能性がある。

こうした関係に立脚して、右の願書では次のようなことを願っている。①相州石場とは異なり、勝呂家では石工を常時抱えてはいないので、急な石御用には応じられない。ただし、手船で適宜石を江戸に運び、築地屋敷に水揚げしてストックしておくことは可能なので、そうした備石御用を天保十一年から五年間にわたって命じて欲しい。②その石の代金については、手透きの時に雇用する石工の手問賃やその他の諸経費のみを実費として受け取ることにしたい。なお石工の手問賃もできるだけ安く済ませることにしたい。③もし築地屋敷に置ききれず石が余った場合は、江戸で販売したい。④石を切り出す場所は、「柳が久保」という場所か「たくみ山」という場所をしたい。ここからは近年石を切り出していないが、石の性質が良さそうなので、石工に試掘させたい。⑤これらが認められるならば、冥加として、間地石一〇〇本、丸石一〇〇本を毎年上納したい。

実際に石を切り出した場所は、「式百年來御切出茂無之御場所」であった¹⁸⁾というから、良質な石が大量に確保できるかどうかの見通しは不確定であり、江戸での石の販売拡大を視野に入れた、いわば多角的経営展開を目指した嘆願内容とはとてもいえない。したがって、③のような自家の利益を盛り込んだ部分もあるが、販売利益よりも紀州藩との恒常的な関係の維持を目指したものと評価できよう。

大橋八郎はこうした嘆願を受けて、七月には紀州藩赤坂屋敷の土堀台石を献納するように御用を命じ¹⁹⁾、また八月末から九月の初めにかけて、戸田村の石場を檢分している²⁰⁾。勝呂家も以後こうした石御用を毎年勤め、紀州藩との関係を強固なもの

したのである。

沼津城下塩問屋株の取得

同じく出府中であつた天保十一年三月に、弥三兵衛は沼津城下での塩問屋株の取得についても、荻谷又七に相談した。まず三月八日に弥三兵衛が荻谷に会うと、江戸に出府している甲州巨摩郡駒野村の油屋（手塚）幸蔵と会うように指示された。油屋幸蔵の旅宿であつた神田山本町代地甲州屋忠治郎方に赴くと留守であつたため、この日は会えなかつた。荻谷を含めた三人は十日に改めて会い、沼津藩や紀州藩に提出する願書の内容を検討した。そのときの書付の一つが次のものである。

【史料7】

沼津塩問屋一件江戸二面掛合中書付写

奉内願口上

塩一条

水野出羽守様御領分駿州沼津塩問屋阿国屋新八所持之塩株当時明株ニ相成有之候ニ付、右跡塩問屋株私共引受古来仕来之口銭金之内、壹ヶ年ニ金五拾兩宛為冥加御同家様御役所江上納仕売捌方仕度旨右御役所へ奉願上度、右二付 御屋形様御国産塩之儀も引請諸国沼津湊江入津之塩荷江差加一手ニ売捌申度奉存候間、天艸御手続を以私共願之通速ニ御聞濟被成下候様江戸沼津御勘定奉行中江厚御声懸被下候ハ、塩百俵ニ付銭拾貫文之割合を以年々売捌塩俵数ニ応し 御館様江冥加金御上納問屋株永統仕度奉存候間、偏宜御取扱之程奉願上候、以上

天保十一年三月

豆州戸田村

勝呂弥三兵衛

江戸白山前町

和泉屋松吉

荻谷又七様

和泉屋松吉ハ甲州駒ノ村油屋幸蔵也、同人悴松吉

右之書面江戸大嶋屋三右衛門宅ニ而、和泉屋松吉・自分・荻谷御氏右三人ニ而篤と

内談致、右之書付認荻谷氏へ相渡置申候事

この願書で、弥三兵衛と油屋幸蔵の二人は、阿国屋新八が所持した塩問屋株を引き受けて商売を行いたい、そこで①紀州藩国産の塩を沼津湊で引き受けて販売した

いのでその許可が欲しい、②沼津藩からの許可を受けやすいように紀州藩から沼津藩に働きかけて欲しいと記している。沼津湊に入津した塩を引き受けて、おそらく甲州方面への販売を企図したものと考えられよう。この願書の作成には荻谷自身も立ち会っており、背後に紀州藩江戸勘定所の意向が働いていたことは間違いない。塩問屋株の所持には、沼津藩に毎年五〇兩の運上金を上納することが必要であつたが、じつは紀州藩は、沼津に塩問屋を開くことを皮切りに、ここを紀州藩の会所とし、天草の販売を行うことも構想したのである。旧稿で指摘したように、天保十四（一八四三）年一月に天草の集荷請負が途絶えたため、こうした構想は実現しなかつたが、領内の産物を自己の手で有利に販売しようとするこでのありようは、紀州藩が行った専売制の一環としても評価できるのではなからうか。

こうして勝呂家は、石場預役としての位置を確固たるものにしつつ、紀州藩江戸勘定所が推進する経済活動に深く拘束されていくことになるのである。

おわりに

本稿では、戸田村の名主を務めた勝呂家が、紀州藩の石場預役として紀州藩と特殊な関係を有したことを明らかにしつつ、それが近世後期の戸田村における浜方出物分一運上の上納を勝呂家が独占的に請け負う根拠として、また戸田村の漁民を勝呂家の手船の水主であるかのように位置づける擬制的な船主—水主関係のもとに編成する由緒の源泉として機能したことを明らかにした。十九世紀の勝呂家にとって紀州藩との関係は、村内での自家の立場を維持するために不可欠であつた。

しかもそれが強化されたのは、戸田村が沼津藩領に編入されて以降であつたと考えられる。沼津藩支配に替わって何が変化したのか、直接の契機が何であつたのか、本稿では明らかにできなかったが、やはり勝呂家にとつての最大の特権である出物分一運上納を維持することと、石場を確保することの二点に求められるのではなからうか。幕領から私領へと支配が交替しても旧来通りこの特権が維持できるのか否か、このことが勝呂家に紀州藩との由緒を強化する必要性を自覚させたといふことができるのではなからうか。

本稿は旧稿の補足という性格上、課題が非常に多い。勝呂家を含む戸田村の生産構造がそもそもどうなつていたのか、あるいは紀州藩江戸勘定所が、どうやって油屋幸蔵などの商人を広域的に組織できたのかなど、今後具体的に明らかにしなければ

ばならない。

註

- (1) 拙稿①「紀州藩の天草集荷請負人」(斎藤善之編『身分的周縁と近世社会2 海と川に生きる』吉川弘文館、二〇〇七年)、拙稿②「近世の漁業構造と周縁社会」(『部落問題研究』一八一、二〇〇七年)。
- (2) 五味克夫「豆州内浦組江梨村における津元(名主)網子(百姓)の係争と一村請について」(櫻田勝徳編『常民文化論集』一、日本常民文化研究所、一九五五年)によれば、出物分一とは近世の伊豆国一帯で実施された税制であり、品目によって税率が十分の一になるとは限らなかったということである。また出物分一は、当初は伊豆国内にあった十一箇所の分一改所で幕府役人によって直改されたが、請負に移行し、その請負形態は町人や百姓による個人請から、一村請に移行した例が多かったと指摘している。
- (3) 文政十一年「乍恐書付を以奉願上候」(『沼津市史 史料編 漁村』沼津市、一九九九年、一七六―一七七頁)。
- (4) 『沼津市史叢書十 沼津漁村記録』(沼津市教育委員会、二〇〇四年) 一六頁、『新訂寛政重修諸家譜』八、五一頁。
- (5) 文政九年「願書并御注進書御用留」(静岡県歴史文化情報センター架蔵写真版・戸田村勝呂家文書一〇五C、以下、勝呂と略す)。
- (6) 註1拙稿①で、豆州白浜村では幕領期に認められた天草運上の村請が、沼津藩支配に替わると認められなくなり、入札に移行したこと、それによって沼津藩が徴収した天草運上は、九両二分から二九五両余に急増したことを指摘した。
- (7) 註2五味論文、一九三―一九四頁。
- (8) 天保三年「御札ニ付乍恐書付を以奉申上候」(註5史料に所収)。
- (9) 天保十年「日々録」(勝呂一四二C)。
- (10) 嘉永六年「出物御分一出入留居中一件留」(勝呂六六C)。この史料は、争論の当事者であり沼津城下に詰めた弥三兵衛が記したのではなく、戸田村に残った義作が記した覚書である。以下、争論の経緯はすべて同史料による。
- (11) 勝呂九B。
- (12) 註10史料による。天保十一年の議定書は、嘉永六年の争論にあたって勝呂家から沼津藩役人に提出された。引用部分は、代官が村方惣代に対してこの議定を読み上げた部分であり、議定の文言とまったく同一ではないかも知れないが、議定の文面を確認できない現在では、唯一議定内容を知りうる史料である。
- (13) 文政十三年「乍恐書付を以奉願上候」(国文学研究資料館所蔵「祭魚洞文庫 旧蔵水産史料」一一九九)。
- (14) 註9史料。
- (15) 註9史料、三月十四日条。
- (16) 勝呂一一八C。
- (17) 天保十一年「御石場御見分御勘定大橋忠右衛門様御廻村御供仕候控」(勝呂四三A)によって、相州岩村にも朝倉家という石場預役が置かれていたことが確認できる。
- (18) 天保十一年「乍恐書付を以奉願上候」(勝呂一一八C)。
- (19) 七月十五日「(大橋八郎書状)」(勝呂一一八C)。
- (20) 註17史料。
- (21) 註9史料、三月八日・三月十日条。
- (22) 註9史料。和泉屋松吉は油屋幸蔵の次男である。本来は油屋自身が連名すべきたが、「幸蔵名前ハ塩之儀ニハ聊差合有之」ということで、次男の名前を使用したという。